スペクトルの再編であろうこと。

以下を決議し、

1　IMTを導入している又は導入を計画している主管庁に対して、利用者の需要及びその他の国内事情に基づいて、第5.384A号で特定された1GHz以上の周波数帯又は周波数帯の一部を、IMTの地上系のための調和の取れたスペクトル利用の恩恵について十分考慮し、これらの周波数帯が現在分配されている業務を考慮しつつ、IMTの地上系のために利用可能にするよう要請すること。

2　第5.388号及び第5.384A号の文章上の違いが規則上の扱いの違いとはならないことを確認すること。

以下をITU-Rに要請する。

1　2300-2400MHzの周波数帯における他のアプリケーション及び業務とIMTの共用の及ぼす影響及び2300-2400MHzの周波数帯におけるIMTの導入、共用及び周波数配置について研究すること。

2　共用に関する研究の結果を考慮しながら、IMTの地上系の運用のための2300-2400MHzの周波数帯での調和の取れた周波数配置を策定すること。

3　移動局と基地局間で不均衡な電波資源が必要とされる可能性のあるインターネットプロトコル（IP）アプリケーションの提供を含むIMTの更なる高度化に関する研究を継続すること。

4　上記の研究に関して、IMTが開発途上国及び郊外地域の電気通信需要を満たすことができるように指針の提供を継続すること。

5　これらの周波数配置や研究の結果を１つ以上のITU-R勧告に含めること。

改　　決議第224（WRC-12、改）　IMT（International Mobile Telecommunications）の地上系のための1GHz以下の周波数帯

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　IMT（International Mobile Telecommunications）は、IMT-2000及びIMT-Advancedの両方を包含する基本名称であること（決議第56参照）。

b)　IMTシステムが、場所、通信網又は使用端末に関わらず、世界規模で電気通信サービスを提供すること。

c)　806-960MHzの周波数帯の一部が、３つの地域において移動システムにより広く使用されていること。

d)　IMTシステムは３つの地域の幾つかの国で、806-960MHzの周波数帯において既に導入されていること。

e)　幾つかの主管庁では、698-862MHzの周波数帯又はその一部をIMTに使用する計画であること。

f)　地上波テレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行の結果、幾つかの国では、698-862MHzの周波数帯又はその一部を移動業務（アップリンクも含めて）の用途に利用可能にすることを計画するか又は実施している途上であること。

g)　３つの地域では450-470MHzの周波数帯が一次的基礎で移動業務に分配されており、IMTシステムが３つの地域の幾つかの国では既に導入されていること。

h)　450-470MHzの周波数帯の共用に関する研究の結果はITU-R報告M.2110に載っていること。

i)　３つの地域の1GHz以下の周波数帯を用いるセルラー移動システムは、様々な周波数配置を使って運用していること。

j)　郊外地域及び／又は人口密度の低い地域のように、コストを考慮すると設置される基地局が少なくなるところでは、一般的に1GHz以下の周波数帯がIMTを含む移動システムの導入に適していること。

k)　特に人口密度が低いため経済的な解決策が必要とされる、幾つかの開発途上国や領域の広大な国にとって1GHz以下の周波数帯は重要であること。

l)　ITU-R勧告M.819では、開発途上国の需要を満たし、開発途上国が先進国との通信能力の格差を埋めるのを支援するために、IMT-2000が達成すべき目標を示していること。

m)　ITU-R勧告M.1645も、IMTのカバレッジに関する目標を示していること。

以下を認め、

a)　現在使用している周波数帯内での発展が認められれば、セルラー方式の移動通信網のIMTへの発展が促進できること。

b)　450-470MHzの周波数帯及び746-806MHzの周波数帯の一部並びに806-862MHzの周波数帯は、多くの国で、公共安全及び災害救援のための無線通信（決議第646（WRC-12、改）参照）を含む、様々な他の地上系移動システムやアプリケーションに広範囲に使用されていること。

c)　多くの開発途上国や人口密度の低い広大な領域を抱えた国には、IMTを経済的に効率良く導入したいとの要請があり、無線通信規則第5.286AA号及び5.317A号で特定されている1GHz以下の周波数帯は、伝搬特性により大きなセルになること。

d)　450-470MHzの周波数帯又はその一部は、移動業務以外の業務にも分配されていること。

e)　460-470MHzの周波数帯は、無線通信規則第5.290号によって気象衛星業務にも分配されていること。

f)　470-806/862MHzの周波数帯は、３つの地域の全てにおいて一次的基礎で放送業務に分配され、専らその業務に用いられており、GE06協定がモンゴルを除く全ての第一地域及び第三地域のイランに適用されること。

g)　GE06協定は、地上放送業務と他の一次的基礎での分配の地上業務のための条項、デジタルテレビジョンのためのプラン及び他の一次的基礎での分配の地上業務の無線局の一覧を含んでいること。

h)　アナログからデジタルテレビジョンへの移行は、470-806/862MHzの周波数帯の多くの部分がアナログとデジタルの双方の地上伝送に用いられ、移行期に必要なスペクトルへの需要が、アナログ放送システムでの単独使用の場合よりも大きくなる可能性があること。

i)　アナログからデジタルテレビジョンへの切り替えの時間的枠組みと移行期間は、全ての国で同じにはならない可能性があること。

j)　アナログからデジタルテレビジョンへの切り替えの後、幾つかの主管庁では、